

令和7年度 市民提案型まちづくりチャレンジ事業 活動団体募集要項

南房総市は、市民がそれぞれの夢を大切に育み未来を構築していくため、人・自然・産業・歴史などをひとつに合わせ、魅力あるまちづくりを進めています。

この魅力あるまちづくりのためには、市民と行政の相互の信頼関係に基づいた協働が必要になるものと考えられます。このため、平成21年3月に南房総市協働のまちづくり推進指針を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

協働のまちづくりを進める一環として、「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」により、自主的・自発的に公益的な活動をする市民活動団体を応援します。

市民提案型まちづくりチャレンジ事業をはじめとする市民活動団体の支援は「市民活動応援基金」を活用しています。

1. 事業概要

NPOやボランティアなどをはじめとする市民活動団体から提案事業を募集し、優秀な提案事業を行う市民活動団体に対し、事業実施に係る経費の一部又は全部を補助金として交付します。

市民活動に取り組み始める団体への支援を目的とした『はじめの一步コース』と活動を一層充実・発展させるための『チャレンジコース』の2コースがあります。

よりよい提案に向けた活動手法の例

提案する事業に次のような手法を取り入れることにより有効性・先駆性・独創性が増します。

- ・ 事業の対象者、関係機関などへのヒアリングやアンケート調査
- ・ 先進地のキーパーソンを招いた勉強会
- ・ 専門家を招いた講習会
- ・ 実験的な取り組みによる可能性の把握
- ・ 自主的な広報活動の実施

2. 提案できる事業の要件

市民活動団体が自主的・主体的に企画し実施する事業で、市民の福祉向上、又は公益上必要と認められ、以下の要件を満たすもの

- ① 市内で実施される事業であること。
- ② 同一事業について、補助金などを受けていないこと。

※はじめの一步コースで、提案事業について民間の助成金などを受けていても対象経費を明確に区分できる場合は、対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。

- ③ 令和8年2月28日（土）までに完了する事業であること。

※令和8年3月6日（金）までに実績報告書の提出が必要です。

ただし、特定の団体や個人のみが利益を得るような事業や地区住民の交流会、親睦会的な事業、公序良俗に反する事業は対象となりません。

【定 義】事業とは、特定の目的を実現させるための活動やプログラムをいいます。

**※市民提案型まちづくりチャレンジ事業は、事業に対する補助金です。
団体の経常的な活動に関するものや、運営そのものに対する補助金ではありません。**

3. 市民提案型まちづくりチャレンジ事業の種類

2種類の事業に対する補助金があります。どちらか一方を申請してください。

種 類	はじめの一步コース	チャレンジコース
概要及び趣旨	市民活動に取り組み始める団体（設立から補助金交付申請日までの間に市及び市の外郭団体から補助金の交付を受けたことがない団体）が市民活動に取り組むきっかけとなるための支援	既に市民活動をしている団体が、活動を一層充実・発展させるための支援
補助金額	1事業につき5万円以内	1事業につき30万円以内
補助率等	10分の10 ※①と②を比べて低いほうの額（千円未満の端数はカット） ①補助対象経費の10分の10 ②支出総額から事業に係る収入を差し引いた額	10分の10 ※①と②を比べて低いほうの額（千円未満の端数はカット） ①補助対象経費の10分の10 ②支出総額から事業に係る収入を差し引いた額
交付回数	1年度1団体につき1回	1年度1団体につき1回 ※1団体につき3回限り
補助金を 受ける条件	①公開プレゼンテーションに出席し、チャレンジコース応募団体の発表を見学して、今後の活動の参考とすること ※応募多数の場合は、審査委員会によるヒアリング調査が実施されることがあります ②令和8年3月に実施予定の市民活動発表会において活動の概要を発表すること	①公開プレゼンテーションに 発表者 として参加し、実施する事業の概要を発表して、審査の結果、対象事業として採択を受けること ②令和8年3月に実施予定の市民活動発表会において活動の成果を発表すること

※チャレンジコースの交付回数には、平成19年度、20年度において地域活性化プラットフォーム事業補助金を受けた回数及び改正前の市民提案型まちづくりチャレンジ事業補助金を受けた回数を含みます。

4. 提案できる市民活動団体の要件

自主的・主体的に事業を企画し実施する団体で、以下の要件を満たすもの。

ただし、営利を目的とする団体は対象となりません。

- ① 主たる活動の場が市内にある団体
 - ② 5人以上で構成され、その構成員の過半数が南房総市に在住、在勤又は在学する者の団体
- ※ 団体を構成する者の年齢要件は、16歳以上とします。ただし、未成年のみで団体を構成する場合は、保護者・学校の先生が代表者として参画してください。
- ※ 本事業は、市民活動団体の育成を目的としておりますので、自治会、観光協会、商工会、農協、漁協、森林組合、公益法人等は、対象団体とはなりませんのでご了承ください。ただし、それらの団体の構成員であっても、5人以上の有志が新たに団体をつくり提案することは可能です。
- ③ 団体の代表者及び運営の方法が会則や定款などで定められていること。
ただし、はじめの一步コースについては、実績報告時までに定めて提出できる場合も可とします。
 - ④ はじめの一步コースについては、設立から補助金交付申請日までの間に市及び市の外郭団体から補助金の交付を受けたことがない団体に限ります。

5. 事業の進め方

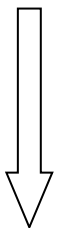
事業の検討・・・事業の実施方法・スケジュールを検討します。



提案書の提出・・・検討した事業について、提案書にまとめ市へ提出します。



提案の発表・・・【はじめの一步コース】公開プレゼンテーションに参加し、チャレンジコースの団体の発表を学びます。
※応募者多数の場合は、審査委員会によるヒアリング調査が実施されることがあります。
【チャレンジコース】公開プレゼンテーションに参加し、提案内容を発表します。



事業の実施・・・審査委員会で採択された事業は、補助金交付申請などの所要の手続きを経て事業を実施します。



成果報告・・・活動終了後は、活動報告書を提出していただきます。
さらに令和8年3月に開催予定の「市民活動発表会」へ参加し、活動の概要・成果を発表していただきます。

6. 補助の対象となる経費

市民提案型まちづくりチャレンジ事業は、次の①と②を比べて低いほうの額（千円未満の端数はカット）が補助金として交付されます。

①補助の対象となる経費の10分の10

②支出総額（補助の対象となる経費と対象とならない経費の合計額）から、事業に係る収入（参加料・売り上げ、協賛金など）を差し引いた額

※事業が採択された場合、実績報告時に領収書又はレシートの写しを提出していただきますので、支出された際には必ず領収書などをもらい、事業報告時まで保管してください。
ただし対象となるのは、補助金交付決定後に支出した経費となります。

補助の対象となる経費は申請事業に対する経費の内、次の経費となります。

経費の項目	補助の対象となる経費の例	同じ項目でも対象とならない場合
謝礼金	講師、指導者などに対する講演会などへの出席や活動協力へのお礼など	団体の会員に対する謝礼金 イベントや会議の一般参加者に対するお礼
旅費・交通費	講師、指導者などの交通費や宿泊費の実費 団体の会員が講師などの招聘のために使用した交通費や宿泊費の実費 事業のPR活動のための交通費や宿泊費の実費 団体の会員が視察や勉強会に参加するための交通費や宿泊費の実費など	団体の会員に対する市内移動に係る交通費の実費 （打ち合わせ会議参加の際の車代など）
チラシ、ポスター等の作成費・印刷費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスターなどの印刷費や、冊子等作成費など（※1）	事業と関係のない活動資料、パンフレット、ポスターなどの印刷費や、冊子作成のための印刷製本費など
消耗品費・材料費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスターなどの用紙代、材料代など	事業と関係のない会議資料、活動資料、パンフレット、ポスターなどの用紙代、材料代など
食材費	事業を実施するにあたり必要不可欠と認められる食品材料費	会議及び講演会などの茶菓代、食事代、飲食代、事業実施後の打ち上げ経費
燃料費	事業を実施するために必要な機器などの燃料費	団体の会員が打ち合わせ会議などに参加する際の車の燃料費
通信費	事業の募集案内、会議資料、活動資料などを送付するための切手代や物品宅配便料など	事業と関係のない切手代や物品宅配便料など
賃借料	機器やバス、船などの借り上げ料	団体（構成員）が自ら所有している機器などの借り上げ料
保険料	行事保険や損害賠償保険など	火災、地震その他の災害の家屋に係る保険

経費の項目	補助の対象となる経費の例	同じ項目でも対象とならない場合
人件費	事業を実施するために必要な人件費（団体構成員に対するものも可） ※人件費の総額は補助対象経費の総額の1／3以内とする。（※2）	事業に関係のない人件費
備品購入費	事業を実施するにあたり必要不可欠と認められる3万円未満のもの。 ※はじめの一步コースでは、原則として備品購入費を認めない。 ただし、事業を実施するにあたり必要不可欠な場合は事務局まで事前にご相談ください。 ※備品購入費の総額は補助対象経費の総額の1／3以内とする。（※2）	事業と関係のないもの 3万円以上のもの
委託費	専門的知識や技術を要する業務への外部委託費用。ただし、補助対象経費の総額の1／2以内とする。（※3）	団体構成員に対するもの
広告料	新聞、雑誌、テレビ、インターネット等による広告料。ただし、補助対象経費の総額の1／2以内とする。（※3）	
その他事業実施のために必要な経費	会場使用料 その他事業のために市長が必要かつ適正と認める経費	家賃（敷金等を含む。） 土地の取得、造成、補償に関する経費 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）

※1：チラシ等を作成する場合は、「南房総市市民提案型まちづくりチャレンジ事業」を採択している旨を記載してください。

※2：例えば、備品購入費（3万円未満）の場合、補助対象経費が30万円のうち、10万円であれば、全額対象とします。また、備品購入費が15万円の場合には、補助対象経費30万円の1/3を超えた5万円については、対象外となります。

※3：例えば、委託費（ホームページ作成）の場合、補助対象経費が30万円のうち、15万円であれば、全額対象とします。また、委託費が20万円の場合には、補助対象経費30万円の1/2を超えた5万円については、対象外となります。

7. 概算払いについて

チャレンジコースは、補助金の交付決定額の10分の8以内の額（千円未満の端数は切り捨てる）を概算払いすることができます。

※はじめの一步コースは、事業完了後の支払いのみとなります。ご了承ください。

8. 審査

学識経験者等で構成する審査委員会による公開形式でのプレゼンテーションにより審査を行います。

審査委員会は優先順位を付した審査結果を市長に報告し、市長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。

※はじめの一步コースについては、原則、公開形式のプレゼンテーションは行わない予定ですが、応募者が多数の場合は、審査委員会によるヒアリング調査が実施されることがあります。

9. 公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションは、提案の内容について10分程度で発表していただき、その後質疑を行います。（パネル、パワーポイントなど方法は自由です。）発表時間は提案数に応じて短くなる場合があります。詳細は後日お知らせします。

※公開プレゼンテーションを欠席した場合は、辞退したことと見なします。

日程：令和7年4月19日（土） 午後1時から

場所：とみうら元気倶楽部 さざなみホール

10. 審査基準

審査基準は以下のとおりです。

【はじめの一步コース】

① 事業の広がり

- ・実施する事業が補助金を得ることによってどのように広がるか。

② 事業の適正性

- ・実施する事業の目的及び事業計画は適正か。
- ・予算の見積もりは適正か。

③ 事業の有効性

- ・補助金の受益者は多数であるか。

④ 事業の継続性

- ・事業終了後の継続的な事業展開が見込めるか。

【チャレンジコース】

① 事業の公益性

- ・地域課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。
- ・南房総市に「新たな支え合い」の担い手を創出するなどの、付加価値を生み

出すことが期待できるか。

② 事業収支の適正性

- ・ 予算の見積は適正か。
- ・ 費用対効果が評価できるか。
- ・ 寄付、協賛金の呼びかけ、参加費などの受益者負担の妥当性など。

③ 事業の有効性

- ・ 時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉えているか。
- ・ 自主的な情報収集や情報発信を行うなど、事業内容を広く発信するものであるか。
- ・ 事業の対象者は幅広く設定されているか。
- ・ 他の市民や地域への波及効果（広がり）があるか。

④ 事業の継続性

- ・ 事業終了後の継続的な事業展開が見込めるか。

⑤ 事業の先駆性・独創性

- ・ 内容・手法に先駆性、独創性があり、新たな事業展開が期待できるか。

※チャレンジコース3年目の団体に係る審査は、1年目、2年目の団体と比べ、採択基準を高く設定しますので、1年目、2年目の活動成果を踏まえて、よりよい事業を提案してください。

11. 事業スケジュール

① 全体スケジュール

内 容	日 程	場 所
1. 募集要項と提案書の配布	令和7年3月7日（金） ～4月9日（水）	市民課市民協働グループ （本庁本館一階）
2. 提案書の受付と問合せ	令和7年3月7日（金） ～4月9日（水） ※提出期限は 4月9日（水）午後5時まで	
3. 事前相談（要電話予約）	随時相談に応じますので、事前に 電話予約してください。	
4. 公開プレゼンテーション	令和7年4月19日（土）	とみうら元気 倶楽部 さざなみホール
5. 提案事業の実施	令和7年5月上旬～ 令和8年2月28日（土）	各事業実施場所
6. 実績報告書の提出	令和8年3月6日（金）まで	市民課市民協働グループ
7. 市民活動報告会での発表	令和8年3月下旬（予定）	未定

② 募集要項と提案書の配布先

- ・ 南房総市市民生活部市民課市民協働グループ

〒299-2492 南房総市富浦町青木 28 番地 南房総市役所 本館一階

TEL 0470-33-1005 FAX 0470-33-3451

E-mail kyodo@city.minamiboso.lg.jp

- ・ ホームページからもダウンロードできます。

南房総市役所ホームページ <http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>

③ 応募に関する問い合わせは、市民課市民協働グループまでお願いします。

④ 提案書の提出は、市民課市民協働グループまで持参して提出してください。

※郵送で提出する場合は、事前に提出書類の確認を受けてください。

※提出期限：令和7年4月9日（水） 午後5時（必着）

12. その他留意事項

① 提案書の書き方

- ・ 応募要項をよく読み、所定の提案用紙にご記入ください。
- ・ 手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。

② 事業について

- ・ この事業は事業の実施状況等を勘案し毎年見直しを行います。ご了承ください。
- ・ 市民活動応援ポータルサイト『南房総みんなネット』による情報発信支援も行っておりますので、ご活用ください。

③ 令和7年度の採択予定数について

- ・ はじめの一步コースは3団体、チャレンジコースは10団体までの予定です。

④ 提案募集を先行して開始していますが、令和7年3月議会において予算が可決されることが実施条件となっておりますので、予めご了承ください。